

# 土地区画整理事業区域における「建築行為等の許可申請」要領

(土地区画整理法第76条第1項)

1. 提出書類、添付書類をファイルA4版に綴って、件名を表示して、正一部副二部を作成し提出すること。
2. 土地区画整理事業区域内における「建築行為等の許可」を受けてから、建築確認申請を行うこと。なお、許可されたから即建築確認が得られるとは限りません。
3. 当該建築の工事着手にあたっては、事前に組合職員による建築やり方確認を受けること。この場合、確認希望日の2～3日前までに連絡すること。
4. 建築物のヒサン、基礎その他の構造物は、**仮換地線**（土地境界線）より**30cm以上、未仮換地指定では1m以上**の距離を保つこと。  
また、隣地境界線からの建築物の距離制限については、地区計画等の法的事項を遵守すること。
5. 提出書類
  - ① 建築行為等許可申請書
  - ② 委任状（代理人が申請する場合添付する。）
  - ③ 誓約書及び行為地（申請地）の現況写真（隣接地の境界がわかるように撮影する。）
  - ④ 換地計画図書（仮換地指定通知書等の写し）
  - ⑤ 自己所有地以外の場合は、申請に係る行為の土地所有者（管理者）の承諾を証する書類（使用する印鑑は、登録されたもので、印鑑登録証明書を添付する。）
  - ⑥ 土地登記簿謄本を添付すること。
6. 添付図面
  - ① 位置図（付近見取図；方位、道路、行為地について目標となる地物を明示する。）
  - ② 配置図（縮尺、方位並びに行為地の境界地及び行為地における建築物等の位置を明示する。）
  - ③ 平面図、立面図、断面図、及び基礎伏図（縮尺並びに建築物等の規模及び構造物を明示する。）
  - ④ 形質変更の土地平面図及び土地の縦・横断面図（縮尺及び行為前後の土地の形状を明示する。）
  - ⑤ その他市長又は施行者が必要と認める図書

以上

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合

電話 098-988-4812